

学校において予防すべき感染症による出席停止扱いについて

学校保健安全法施行規則第18・19条により、児童が感染症にかかった場合、本人の休養と他人への蔓延・流行を防ぐために、出席停止の措置をとることになっています。お子さまが学校伝染病と医師より診断された場合は、ご家庭でゆっくり休養させてください。出席停止後、登校の際は、医師の指示に従い、登校を開始してください。

■学校において予防すべき感染症の分類

	疾患名	出席停止期間
	第一種	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後、3日間を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後、2日間を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症*	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快後1日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
その他の伝染病		

*病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機構に対して、人に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る）であるものに限る。

■第二種の感染症

それぞれ出席停止期間が決められていて、通常はこれに従ってお休みします。この期間を過ぎれば、本人の病気も回復していますし、感染力も弱くなっているか、なくなっているとみなしています。

■第三種の感染症

第二種と同じような取り扱いです。

「その他の感染症」は、その感染症の拡大を防ぐために必要がある時に限り、校長が学校医の意見を聞き、判断することになっています。一部については混乱をさけるために決めてあるものもあります。

（以下は文部科学省の例示です。）

《条件によっては出席停止が必要なもの》

- *溶連菌感染症：適切な抗菌薬による治療開始後24時間以上たち、全身状態がよければ登校可能
- *ウイルス性肝炎：A型肝炎は肝機能が正常化すれば登校可能。B・C型肝炎の無症状者は登校可能
- *伝染性紅斑：発疹期には感染力がないので登校可能
- *手足口病・ヘルパンギーナ：症状が安定していれば登校可能
- *マイコプラズマ感染症：症状が改善し、全身症状がよければ登校可能
- *流行性嘔吐下痢症（ロ・ロウイルス等）：症状が回復し、全身症状がよければ登校可能

早わかり
インフルエンザの出席停止期間

インフルエンザと診断された場合の出席停止の期間は、法律*で次のように定められています。

発症した後5日を経過し、かつ、^げ解熱した後2日^{ねつ}（幼児にあつては、3日）を経過するまで

● 実際の例で考えてみると… ●

受診した日ではなく、症状が出始めた日 → 発症日 0日目

発症後 1日目に熱が下がった → 発熱 1日目、解熱 2日目

発症後 4日目に熱が下がった → 発熱 4日目、解熱 5日目

発症後 5日を経過した後

OK (子供が走るイラスト)

★熱が下がって2日以上たっても「発症後5日」を過ぎないとダメ。

★「発症後5日」を過ぎていても、熱が下がって2日以上たたないとダメ。

*学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（平成24年文部科学省令第11号）